

◎新潟県告示第713号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
塩崎 昌亮	内科	上村病院	十日町市田中口468-1	H25. 3. 27
染野 泰典	外科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32-9	H25. 4. 1